

## 議案第37号

### 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の設定について

次のとおり鳥取県木の住まい建設資金助成条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

#### 鳥取県木の住まい建設資金助成条例

##### (目的)

第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材活用住宅 県産材を10立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。
- (2) 県産材活用住宅の建設等 新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住まい建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、使用する県産材の量に1立方メートル当たり3万円を乗じて得た額（1戸につき60万円を限度とする。）とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日以前に補助金の選定結果の通知を受けた者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。